

● 入湯税の使途について（令和2年度決算分）

入湯税とは、鉱泉浴場等における入湯客の入湯行為に対して課される税金です。山ノ内町は宿泊入浴客1泊150円、日帰り入浴客1日30円を課税しています。

入湯税は地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理、消防施設・設備等整備や観光の振興に要する費用に充てられています。

令和2年度決算における入湯税の使途については、次のとおりです。

（歳入） 入湯税 34,993 千円

（歳出） 入湯税充当可能事業費 518,833 千円

（単位：千円）

区 分	事 業 名	事 業 費	財 源 内 訳		
			特定財源	入湯税	一般財源
環境衛生施設の整備	衛生施設組合 （負担金）	36,604		4,328	32,276
	レジオネラ菌対策	5,106		5,106	0
	小計	41,710	0	9,434	32,276
鉱泉源の保護管理施設	鉱泉源保護管理 （補助金）	5,106		5,106	0
	小計	5,106	0	5,106	0
消防施設等の整備	消防施設・ 設備等整備	12,014	8,274	1,515	2,225
	小計	12,014	8,274	1,515	2,225
観光の振興	観光施設整備	139,288	14,702	7,358	117,228
	観光振興事業	320,715	186,911	11,580	122,224
	小計	460,003	201,613	18,938	239,452
合 計		518,833	209,887	34,993	273,953

※1 入湯税は、令和2年度決算額です。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。